

倉吉市支障木伐採事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市支障木伐採事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

- 第2条 市道又は生活道路沿いの民有地からの樹木であって、通行の支障となっているもの又は強風等によって倒木のおそれがあるもの（以下「支障木」という。）をあらかじめ伐採、その他の方法で除去することにより、交通障害かつ人家の孤立等の発生を防ぎ地域住民の安全・安心の確保を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

- 第3条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額と20万円のいずれか少ない（100円未満の端数を生じた場合は当該は数を切り捨てた額）額以下とする。

(交付申請の時期等)

- 第4条 補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

- 第5条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

- 第6条 規則第11条第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号以外の場合とする。

(承認を要しない変更)

- 第7条 規則第12条第1項の市長が別に指定する変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

- 第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める

日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(その他)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業区分	1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な 変更
支障木伐採事業	市道又は生活道で通行の支障となるおそれがある倒木の伐採、その他の方法による除去 (1)～(3)のいずれにも該当し、支障木の伐採等の許可等は申請団体で責任をもって行う事ができるもの (1)所有者又は管理者が地域に不在もしくは高齢者等で管理が出来ない場合 (2)車両等の通行に甚大な影響をきたす場合 (3)支障木とは高さが概ね 10m である場合（竹を含む）	倉吉市自治公民館連合会に加入している住民組織	支障木、枯木(倒木含)及び強風等により倒れる事が予測される樹木の撤去に要する経費	3／4	補助金の増額

様式第1号（第4条、第8条関係）

年度倉吉市支障木伐採事業実施計画書（実績報告書）

1 事業の目的

2 事業計画（実績）

（1）経費の総括

区分	事業費 (円)	負担区分（円）		備考
		市補助金	その他	
支障木伐採事業				
計				

3 事業実施の場所

路線名：

※申請時には作業前の写真を2枚程度添付すること。

※実績報告時には作業中、作業後の写真を各2枚程度添付すること。

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

5 他の補助金の有無（有 ・ 無）

活用する補助金名	事業内容	問合せ先

様式第2号（第4条、第8条関係）

年度倉吉市支障木伐採事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区分	予算額			備考
	市補助金	自己資金	計	
支障木伐採事業				
計				

2 支出の部

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
支障木伐採事業				
計				

番 号
年 月 日

様

倉吉市長 印

年度倉吉市支障木伐採事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった倉吉市支障木伐採事業費補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

(1) 算定基準額 金 円

(2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、倉吉市支障木伐採事業費補助金交付要綱（令和3年4月5日付発建第27号倉吉市長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助金交付の条件

- (1) この補助事業の実施に当たっては、計画書のとおり施行しなければならない。
- (2) この補助事業完了後、検査において事業の施行が適当でないと認められた場合は、交付した補助金の返還を命ずることがある。

5 補助規程の遵守

補助金の收受及び使用、補助事業の遂行に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。